

地主重美 編著『社会保障読本』,

小沼正・地主重美・保坂哲哉 編著『社会保障概論』,

村上雅子 著『社会保障の経済学』

丸 尾 直 美

社会保障への国民的関心が高まってきたせい、社会保障に関する著作が海外でも国内でも続々と刊行されている。

最近のわが国で出版された社会保障関係の著作としては、地主重美編著『社会保障読本』(東洋経済新報社)、小沼正・地主重美・保坂哲哉編著『社会保障概論』(川島書店)、村上雅子著『社会保障の経済学』(東洋経済新報社)、佐口卓著『社会保障』(日本労働協会)、工藤恒夫著『現代フランス社会保障論』(青木書店)、石本忠義・藤井良治編著『医療保障の危機』(勁草書房)等がある。

これらの著作にはそれぞれ特色がある。地主氏の編著は、東洋経済新報社の「読本シリーズ」の一環であり、同名の著作を新たな編者が新たな観点から新本として編集したものである。この本は「読本シリーズ」の趣旨にのっとり、わかりやすく、総合的にしかし今日の問題点に焦点をあわせて社会保障を解説したものであり、今日の社会保障問題を概観するのに適した好著である。

小沼・地主・保坂編著の『社会保障概論』も目次は地主編の『社会保障読本』とそれほど異ならないが、社会保障発展の歴史的発展経過の説明と各制度の制度論的説明に力を置いており、『読本』よりは幾分専門的で詳しい説明と分析がなされている。

村上氏の『社会保障の経済学』は近代経済学の実証手法を用いて社会保障を理論的に解明し、しかもその理論のいくつかを日本の社会保障に当てはめて分析しようと試みたものである。社会保障

分析の近代経済学手法を本格的に紹介し、それを用いて社会保障を分析する研究はそれまでのわが国では少なかったが、最近、村上氏のほかにも一橋大学の野口悠紀雄氏、高山憲之氏等、近代経済学者の中にも社会保障に関心を抱き、経済分析の対象とするエコノミストが出てきたことは喜ばしいことである。

村上氏は先に『最適分配の経済学』(新評論)という好著を出てしており、所得分配問題の近代経済学的分析に関しては定評のあるエコノミストであるが、今回の著作においても、所得分配問題の解明からはじまり、年金、医療保険、社会福祉の問題を明快に分析している。近代経済学専攻のエコノミストや学生にとっては社会保障の経済学的分析方法を知り、頭を整理するうえで非常に有益であろう。

佐口卓氏の『社会保障』は、はしがきでも述べられているように「社会保障をはじめて学びたいとのぞんだ人びとを対象とした概説書である」が、長年、社会保障の研究に携わり、総理府社会保障制度審議会をはじめいろいろな場を通じてわが国の実践の社会保障制度の検討と改革に組み組んでこられた社会保障研究の超ベテラン大家の著作であるだけに——しかも編著でなく1人の著者によって書かれているので——今日の社会保障の背景、制度上の特徴と問題点と改革の方向等が欧米主要国の動向をも参考例としてあげつつ、バランスよく解説されている。社会保障を総合的体系的に勉強しようとする人にとって恰好の書といえよう。

研究者や専門家が読んでも味わいのある著である。工藤氏の本はわが国では殆んど紹介されていない、P. ラロック等のフランスの社会保障論とフランスにおける社会保障の歴史的発展と現状が紹介され、検討されている。W. ベバリッジ、R.M. ティトマス等のイギリス社会保障論に比べてフランスの社会保障論はあまりにもわが国には知られていないので、本書は貴重な研究であり、わが国の社会保障論の発展にも寄与することであろう。

地主重美 編著『社会保障読本』

地主氏編著の『社会保障読本』は全10章から成り、第1章の福祉国家と社会保障の歴史的展開から第9章の国際的潮流の概観と終章の将来展望まで、それぞれの分野の専門家が執筆して、社会保障の大抵の領域をカバーしている。第1章は福祉国家と社会保障の歴史的発展の概観であるが、単なる客観的叙述にとどまらない。今後のあるべき方向として、分権化とコミュニティ・サービス供給システムの必要性などが示唆されている。

第2章は社会保障制度の定義、種々の観点からの分類、日本の社会保障制度の現状と問題点の指摘等がなされている。日本の社会保障の問題点として指摘され、改革の必要性が示唆されていることは、制度間格差、総合調整の不備、障害者、母子家庭、寡婦といった人口グループの社会保障の相対的遅れ、援助と給付を受ける側の立場からみた整合性と首尾一貫性の欠如などである。

第3章は社会保障の機能として、最低生活の保障と、貧困への落ち込みの原因となる危険災厄の未然防止と所得再分配が取り上げられている。この章の後半部分執筆の高山憲之氏は、論議を呼んだ世代間分配の不公正問題の要点を再述し、今日の公的年金の制度が「いわばババぬきゲーム」としての性格を持っているという。またこの章では社会保障の需要が価格にたいして完全に非弾力的であるかのごとく想定してきたことを問題として、医療費の無駄づかいや保育サービスの料金引き上げが過大需要を抑制するために有益であることを経済学の分析用具を用いて示している。

第4章は財政学専門の藤田晴氏が社会保障の財源調達問題を取り上げている。ここでは財源調達の基準として効率と公正を挙げ、次いで財源調達の諸方法を分類、比較した後、公費負担と保険料による負担の相違点と長短を説明する。さらに受益者負担問題を取り上げ、その意義を述べ、受益の大きさを比較的容易に確定でき、受益者または扶養義務者に負担能力があり、政策的に促進する必要のない給付の場合には受益者負担をできるだけ高いレベルで適用することが望ましいという。

第5章、第6章、第7章は主要な社会保障制度の現状の紹介と検討である。第5章で医療保障が、第6章では生活保護と年金と児童手当・失業保険による所得保障の現状が紹介されている。第7章では社会福祉が取り上げられている。第5章の医療保障ではイギリス、ニュージーランド、イタリアのような公的保健サービス方式と社会保険方式の長短を比較してから、わが国の医療保障の問題点として医療費の増嵩、成人病への対応のおくれ、医療機会の不平等、精神障害者・寝たきり老人・痴呆性老人への対策のおくれが挙げられている。

第6章の所得保障では、まず生活保護についての日本とイギリスの違いが指摘されている。生活保護受給者比率（対人口比）が日本1.2人にたいしてイギリス8.9人であり、日本の7.3倍であることが指摘されている（しかし、イギリスの「生活保護」の多くは年金等を補足する補足給付であり、年金生活者としては年金の一部のようなものであるから、日本の生活保護とは性格の異なるものであることを説明しておく必要があるだろう）。年金に関しては別に『年金読本』があるので、ごく簡単な紹介にとどまっている。しかし、都村敦子氏が執筆した児童手当論は、支給条件として所得制限を引き下げた臨調路線を批判して「児童はすべて平等であるという児童福祉の基本理念から、児童手当には所得制限を課すべきではない」（158頁）と断言し、児童扶養控除を廃止して児童手当に統合することを主張している。たしかにわが国の児童手当は他の先進諸国と比べて異質であるが、年功賃金体系も崩れてきているし、教育期の子供を持つ中年者の家計が苦しいことをも考え合わせ

ると、政府が臨調路線に従い、中央児童福祉審議会の1980年答申と逆の方向の政策をとったことは問題であろう。いつか再見直しが要請されることになる。

第7章の社会福祉では、社会福祉の歴史的発展経過とわが国の現状を紹介しているが、「……実態的にいえば、わが国の社会福祉サービスはいまだに施設入所型を中心にそこにモザイク的に他の類型を追加するという伝統的なありようを脱していない」と批判的所見もみられる。

第8章は岡崎陽一氏による人口高齢化問題であり、まず人口と人口高齢化予測とその手法が簡単に説明されている。次いで人口高齢化の社会保障費への影響が述べられ、あわせて、将来、生産年齢人口にたいして高齢人口の比率が著しく高まることにたいする対応策が示唆されている。示唆されている対応策の第1は65歳から高齢者として公認する慣行を改め、高齢者の働く能力を活用する工夫をすることであり、もうひとつは人口再生産の観点の見直しをすることである。

第9章では社会保障の国際潮流と国際関係が主として法律的観点から述べられている。発展途上国における社会保障発展のための技術移転と情報収集の役割が重視されている点が特徴的といえよう。

最終章は編者の地主氏が将来展望をしている。ここでとくに重視されていることは、社会保障費の増大傾向に対処して社会保障制度間、他の政策との間、私的部門との間での調整を効率性・公正の観点から見直していくこと、ナショナル・ミニマムの所得保障に上積みされる所得比例型の所得保障のあり方について検討が余儀なくされるだろうこと、負担能力があり受益者を明確に識別できるような給付については適正な負担を課すること、世代間の分配の公正を確保すること、等である。

本書は『読本』としての性格上、社会保障についての事実とその背景および問題点についての手引書であり、専門的分析と独自の主張は極力抑えられており、ただ、高山氏の年金論と都村氏の児童手当論には独自の主張がある。高山氏の年金論は村上氏の著作の年金論とも共通するので、村上

氏の著作を紹介してから再び取り上げることにしよう。

小沼正・地主重美・保坂哲哉 編著 『社会保障概論——その動向と基本知識の整理——』

小沼・地主・保坂編著の本書も『読本』の編者および著者とかなり共通しているためもあって、内容も構成も『社会保障読本』と共通部分が多い。まず第1章の社会保障の歴史的展開からはじまり、社会保障の目的と機能を論じてから、社会保障の内容を、所得保障、医療サービス、社会福祉サービスに分けて扱い、社会保障の財政と国際比較がこれに続き、最後に将来展望で終わっている。内容は『読本』よりも幾分専門的であるが、特徴や論点には『読本』と共通するところが多いので、特徴的なところだけを紹介しよう。

まず第I章では現代的貧困の問題を P. タウンゼントの第3の貧困の概念に依拠しながら論じており、第II章では、社会保障の目的と機能を、①貧困の除去、②社会的事態にさいしての保障、③社会的ハンディキャップと社会援助に分類している（『読本』では③として所得再分配を挙げている）。

第III章の所得保障では年金制度改革の方向として、給付水準の適正化、婦人の年金権の確立、「全国民の連帯を基盤とする基礎年金と、職域の被用者の連帯による付加年金に再編成される」ことが必要だと述べられているが、今度のわが国の年金改革案はこの部分の執筆者の山崎泰彦氏の考える方向を辿っているといえよう。本書では企業年金も紹介されているほか、わが国の雇用保険制度と労働者災害補償保険の紹介も『読本』より詳細になされている。生活保護と児童手当についての論点は『読本』と同様である。

第IV章の医療保障は藤井良治氏が担当しているが、医療改革の方向として、『読本』で述べられていることに加えて、福祉サービスとの接合、地域医療、健康づくり、医療のヒューマナイゼーションが主張されている。今後の医療制度改革にさ

いして重視すべき方向といえよう。この章には小沼正氏による生活保護受給者の医療扶助の実態も紹介されており、ここにもわが国の医療保障制度に不備があることが明らかにされている。

第V章の社会福祉では児童・障害者・老人にたいする社会福祉サービスのわが国の制度とサービスの内容がよく整理され、紹介されており、政策課題も述べられている。すなわち障害者福祉サービスの課題としては、最重度といわれる障害者にたいする難病施設対策、在宅サービスのための家庭奉仕員、介助者等の対策強化ならびに同地域に住む人々からのボランティアな協力を促すことが課題として挙げられており、老人社会福祉サービスの課題としては、要介護老人に対する福祉サービスと、居宅処遇を最大限実現するために在宅福祉サービスを重視することが必要だと指摘されている。障害者、老人いずれの場合も重介護を要する人々にたいするケア体制の充実と在宅ケアが重視されている。たしかにこの二つの点は、障害者および要介護老人にたいする福祉サービスのこれからの課題であろう。

第VI章の社会保障財政は地主重美氏が担当している。ここでは財源調達の基本として効率性、公平性に加えて安定性基準が加えられている。財源調達の将来の課題としては、①受益と負担の関係を明確にすること、②租税は基礎的最低保障部分の支出と、医療・福祉サービスの再編成などに限定すること、③社会保険料対象の標準報酬の上限撤廃と総報酬への拡大等を計画的に実施すること、④医療サービスや社会福祉サービスにたいして受益者負担を拡大することを挙げている。社会保障の効率化と費用膨脹の抑制のために、いずれも検討すべき課題といえよう。

第VII章では城戸喜子氏が、社会保障の国際的な一般的傾向と主要国の個別的な特性を概観しつつわが国の社会保障の特徴を描き出している。地主編著の『読本』の国際比較と違い、本書での国際比較は、先進諸国の社会保障をいくつかの観点からパターン分類して、主として数量的指標を用いることによって日本がどこに位置するかを明らかにしている。また、社会保障費の対GD比を左右す

る要因は何かを社会的要因を含めて探り、人口の高齢化率と世帯規模の影響を明らかにしている。社会保障の数量的国際比較がいろいろな観点から簡潔にまとめられており、日本の地位と特徴を知る上で有益である。

最後の章は社会保障の将来展望であり、人口高齢化等によって急増する社会保障費に対処するために、各種社会保障制度の総合化、高齢者の就業への配慮、ノーマライゼーションを基軸とした社会連帯が必要であると述べられている。

地主氏編著の『社会保障読本』と小沼・地主・保坂編著の『社会保障概論』の執筆者達の大部分は、今日のわが国の社会保障改革を推進してきている理念と政策についての世論形成者達であり、わが国の社会保障理論の主流派ともいえる人々であるから、この二著で述べられていることは今の日本ではむしろ良識的なことにみえるが、こういう考えが日本でも支配的になってきていることも、社会保障研究所とそのOBを中心とするこの二つの本の執筆者達の活躍によるところが大きいことを忘れてはならない。

村上雅子著『社会保障の経済学』

村上雅子氏の『社会保障の経済学』は、近代経済学の手法を社会保障へ適用したところに特徴があるが、とくに村上氏の得意とする分配公正理論を社会保障に生かしたところが本書の貢献であり、興味深い部分である。

本書は6章から構成されている。第1章では社会保障の定義からはじまり、わが国の社会保障費の構成と動向を概観した後、社会保障給付の効率性基準として、R. ローターやW. ベッカーマンのいうターゲット（目標）効率性基準を紹介し、次いで公平性の基準をいくつか簡潔に整理しつつ紹介する。まず最低生活の保障と機会均等を前提とした上での生産の貢献に応ずる分配が公平だという広く受け入れられている公平観を「われわれの内なる公平観」として紹介した上で、「公的負担の公正化」問題を解く鍵として(1) A.C. ピグーの単純な社会的効用極大化基準、A. ラーナー、A.K.

センの確率的平等基準, J.C. ハーサニーの非個人的選好の理論, J. ロールズの公正基準など, 所得分配の平等化を基礎づける諸論を紹介する。(2)次いで H.M. ホックマンと J.D. ロジャースのパレート最適再分配の理論を紹介し, (3)さらに租税負担の公平の理論として犠牲の平等化基準を紹介し, わが国の税制の場合にこの基準を適用することをも試みている。

第2章分配不平等の実態ではジニ係数, タイル係数, アトキンソン係数等を紹介し, 次いでこれらの係数を用いた所得分配の国際比較を紹介するとともに, わが国の戦後の所得分配の平等度の変化と所得再分配の効果を検討している。その結果, わが国の非農家勤労者の所得分配が1960年代に平等化傾向をとり, 1970年代に入ってからやや不平等傾向を示したことを明らかにし, どのような要因によってそうなったかを要素分解することで示そうと試みている。

所得再分配効果は, 再分配係数とジニ係数の改善度(再分配前との比較)によって行われており, いずれの指標をみても税と社会保障による再分配効果がみられることをわが国の統計を用いて示している。さらに資産分布の不平等度をも利用可能な資料を生かして推計している。常識どおり資産分配の不平等は所得分配の不平等よりも大きく, ことに農家の土地資産の不平等の増加が目立つが, 土地資産の不平等度の増加は都道府県間の不平等度の増加によるところが大きいことが明らかにされている。

第3章では貧困と公的扶助が取り上げられ, 貧困あるいは最低生活の基準論と生活保護世帯の実態の紹介の後, 負の所得税の内容とその意義が説明されているが, ここでの貢献は, 負の所得税を日本で行うとすれば財源がどれくらい必要かについての独自の試算を試みていることである。

第4章は高齢化と老後の保障と題され, 主として年金問題が紹介され, 検討されている。この章ではまず人口高齢化がどう進行するかの予測と, 扶養率の変化がどうなるかを説明し, 老齢年金の給付と負担の関係がどうなっているかをわが国の年金制度について説明している。次いで高山憲之

氏や野口悠紀雄氏の問題提起で論議の的になった老齢年金の拠出対給付の対応関係と, その世代間不公正の問題を取り上げている。わが国の現在の公的年金の社会保険料が将来の予定給付額にたいして過小であり, このままでは将来の年金費用負担が過大になるとの指摘は, 高山氏や野口氏によってなされており, 賦課方式と積立方式の相違を理論モデルで示す試みも高山氏によって行われているが, 村上氏は若干複雑化し, 一般化した場合をも含めて, 賦課方式モデルと積立方式モデルの違いを整理し, 利子率が人口増加率プラス年収増加率に比べて低いほど賦課方式のほうが有利になり, 逆にこれからの日本のように人口増加率も年収の伸び率も小さくなる場合には積立方式のほうが有利になることを明らかにしている。この章では老齢年金制度の貯蓄率に与える影響も分析され, ライフ・サイクル仮説的な想定のもとでは, 年金制度の導入によって総貯蓄率が下落するか上昇するかは, 退職期間と稼得期間の年数比が退職人口と稼得人口の比率より大きい小さいかに依存することを示している。

第5章の健康と医療保障では, 医療サービスの需要と供給の特性を説明し, 医療保険の再分配効果を推定し, 高年齢者への所得再分配が医療保険制度を通じて行われていることを確認している。この章で興味深いのは, 井口直樹氏の手法やいわゆる長瀬効果の式を用いて, 医療保険制度間の患者の自己負担率の格差はどれくらいにするのが公平かを推定していることである。この章では投薬と検査が過剰に行われるメカニズムをもモデル化して示す試みもなされている。

最後の章は社会福祉の諸問題の紹介と検討に当てられている。まず「社会福祉とは, 公的扶助を受けている者, 老齢者, 心身障害児(者), 児童, 母子世帯その他, 援護育成を要する者が, 自立してその能力を発揮できるよう, 必要な施設, サービスの供給を行なう社会保障制度の一分野である」と定義し, わが国の社会福祉の政策の内容と費用配分を説明する。この章ではさらにこの種の福祉サービスを公共的に供給する理論的根拠として公共財的性格と価値財的性格とを挙げ, 社会福

祉サービスは間接的便益の点で公共財性がみられる「非純粋公共財」と判断し、したがって無料ではなく料金を徴収すべきであるが、施設サービスの存在が間接便益をもたらすのであるから建設費に相当する部分は公費負担し、直接便益を受ける利用者は、利用者へのサービス活動に従事する人々の人件費、消耗品費を負担すべきではなかろうかという。ただ低所得層には負担能力に応じて費用負担を減すべきものであるが、健康で文化的な最低生活を圧迫しない所得階層以上の層には総コストから施設建設費を引いた費用を負担すべきだという。

本章の独自の主張は費用負担者の負担能力として所得だけでなく資産をも含むべきだとの考えである。武蔵野市は老人の資産に注目して、これを担保に福祉サービスを給付する方式を開発したが、老人の資産による費用負担能力を重視する村上氏は、この武蔵野方式に注目してその紹介をするとともに、この方式を評価している。

村上氏の著作は、練習問題も付されており、教科書をも兼ねているので、社会保障の経済分析の理論的枠組に関しては、他のエコノミストの紹介が多いが、その分析用具を用いて実際のわが国の統計に当てはめて、再分配効果とか必要とされる負の所得税額など、それぞれの問題に関して利用可能な統計を工夫して用い、具体的数字を出しているところはさすがである。わが国の社会保障研究者には社会学や社会福祉の分野から入った人が多いので、社会保障に関する経済分析用具に関しては海外の研究の紹介もあまりなされておらず、経済理論を用いて数量的分析をすることも少なかったもので、村上氏の本書はわが国における社会保障の経済学の発展に寄与するところが大きいであろう。また村上氏の得意とされる分配の公平あるいは公正の基準を用いて、わが国の社会保障制度にみられる種々の不公平を明らかにした功績も大きい。

理論家でありながら、実際の制度についても要点が明快に説明されているが、制度の説明に関しては不正確なところもあるし社会保障の制度論的研究を長年行っている人からはところどころ

あまりに単純に割り切った説明に疑問を感じるところもあるだろう。たとえば定額基礎年金から出発して1960年になってから所得比例年金を導入したいわゆる二階建て年金制の代表国のスウェーデンを西ドイツと同列に並べて「所得比例的負担・給付型の年金から出発した」国の代表とみなして、最近になって「わが国と同じように定額部分を給付に含めるような変化が生じている」(110頁)というような思い違いもある(小沼・地主・保坂編著『社会保障概論』では西ドイツは所得比例給付を行っている代表国、北欧は定額給付中心の代表国とされている。241頁)。

村上氏は分配問題の専門家だけに分配の公平あるいは公正(この二つの概念のつかい分けが今回の村上氏の著作では必ずしも明確でないが)問題に関しての考察は鋭い。それに比べると、効率性の観点からの分析には若干の手抜きが感じられる。たとえば社会福祉の分析と費用負担論に関しては既存の料金論(たとえばケン・ジャッジ、ウィリアム & R. アンダーソン等の社会福祉サービスの料金論)を踏まえた展開が必要であろう。老人福祉サービスに関しては公共財かどうかという観点と同時に村上氏も紹介しているロールズの社会基本財の観点からの性格付けも必要であろう。地主氏編著の『社会保障読本』でも指摘されているように「社会福祉が、一般の公共財や公共サービスと区別され」るべきものであり、「そもそも社会福祉はミニマムや優先順位^{プライオリティ}を離れては存立しないが……」(19頁)からである。丁度、人間の生存にかかわる最低生活の所得保障や老人の医療保障に相当の公的補助がなされるように、寝たきり老人・痴呆性老人など費用を弁じ得ない老人にたいする重度の介護サービスは、医療に準ずる優先度の高い性格の社会的^{社会的}基本財に類するサービスとみるのが自然であり、費用負担の方式も老人医療保険に準ずるとみるべきであろう。同じ社会福祉サービスでも社会基本財的なものとそうでないものとは費用負担方式が異なるのがむしろ当然であろう。それは丁度、所得保障の年金でも生存にかかわる基礎年金とその上に付加される従前報酬比例型年金とは費用負担方式が異なるのと同じ理屈である。

公正基準と効率基準を両立させるにはこれが一つの方向であろう。

高山・村上氏の世代間の年金費用負担不公正論は論議を呼んだ問題であり、『読本』および『社会保障概論』の執筆者の中心となっている地主氏や堀勝洋氏等とは意見の異なるところもあるだろう。地主氏は一昔前に賦課方式的方法で年金水準を引き上げよと主張して、世論に大きな影響を与えた中心者である。1960年代中頃には国民所得の1.3% (恩給等を除くと0.4%) といわれていた公的年金給付の対国民所得比のその後的大幅引き上げに影響を与えた功労者である。ところが時代が変わり、公的年金は国民所得の6%を超すようになり、このままの制度が維持されれば、将来の年金財政は破綻すると予測されるようになった。そこで高山氏や野口悠紀雄氏のような論が出てきたわけであるが、丁度、年金が極めて貧困だった時代に地主氏等の年金改革論がショックを与え、その後の年金改革を促すのに役立ったように高山氏等の年金改革論は、年金財政の将来の破綻を避けるための改革を促すのに役立つことになるであろう。国民的論議を呼び政策に影響を与えるためには、幾分、誇張された主張も必要であろう。そう考えると、かつての地主氏等の賦課方式論的年金改革論が理解できるように、高山・野口、村上氏等の年金論の意義も評価できるであろう。しかし、堀氏等が批判したように社会保障の性格を軽視した私保险的経済論理を公的年金に適用している点と世代間公平の基準が単純すぎるので、この論議を現実の年金制度にそのまま当てはめることには問題がある。たとえば世代間の分配の公平として世代間の実質可処分所得プラス資産 (社会資本をも含む) の世代間の平準化という基準をとれば、仮に2020年頃に社会保障給付費の対国民所得比が漸増していった将来倍増しても数%の実質経済成長率が維持される限り、各時代の勤労世代の実質可処分所得は増加していくし、実質資産も増えていき、後代の人ほどゆたかになる。社会経済国民会議が『社会保障の財政計画と費用負担』で示唆してい

るように、社会保険料と税金の費用負担が絶対的相対的に高まっていくとしても、勤労世代の手取りの実質可処分所得が着実に増加していく場合には、しかも年金積立金を利用できる段階で社会資本の資産などにこれを用いて、後代の世代の資産を増加させていくとすれば、後代の世代にとって不利な分配になるとはいえないであろう。それに世代間の公平は公的年金の給付・負担関係だけでなく、賃金体系、その時代における高齢者扶養の個人負担、国債等を総合的に考慮する必要がある。現在の中高年勤労世代は、世代間の賃金差が大きい年功賃金制度の時代に低賃金で働き、年功者になったときに年功賃金体系が崩れて、賃金の世代間分配が「平等化」した「不運」な世代である。それに将来の高年金時代とは違い、僅かな年金しか受給していない老親を扶養している場合が多い。次代の世代が主に利用することになるであろう住宅を建てた (あるいは建てる) ための負担を負っている。こうした事情のために、勤労世代の中で最も家計余力の少ない生活をしている。このことは最近発表された『国民生活白書』も明らかにしている客観的事実である。その上、都村氏が指摘しているように児童手当は貧弱であるし、老人福祉サービスも貧困なので現代の中高年勤労世代の負担は重い。こうした点を無視して公的年金の給付・負担比率を世代間で公平にせよというのは現実の政策論としては妥当ではない。近代経済学の長所と限界は他の条件を所与とするか捨象してある問題についての、因果関係やコスト・ベネフィット関係を客観的かつ厳密に明らかにするところにある。しかし、その方法論上の長所と制約を忘れて、限られた枠内での論理的推論を現実の政策にそのまま適用することは経済政策の方法論に反するやり方である。高山・野口・村上氏の公的年金の給付・負担の世代間公平論を現実に応用する場合にはこうした点を十分配慮することが大切である。

(まるお・なおみ 中央大学教授)